

治験審査委員会標準業務手順書・変更対比表(第6版→第7版)

変更箇所	変更前（平成30年11月1日）	変更後（令和2年7月1日）	変更理由
表紙	<p>第6版：平成30年11月1日 発効</p> <p>発効日</p> <p>第5版：平成29年11月1日</p>	<p>第7版：令和2年7月1日 発効</p> <p>発効日</p> <p>第5版：平成29年11月1日</p> <p>第6版：平成30年11月1日</p>	記載整備
第4条 ①	9) 治験責任医師の履歴書及び治験分担医師の履歴書	9) 治験責任医師の履歴書	審査対象から治験分担医師の履歴書を削除
第4条 ②	9) 治験責任医師の履歴書及び治験分担医師の履歴書	9) 治験責任医師の履歴書	審査対象から治験分担医師の履歴書を削除
第4条 2 1)	<p>・治験責任医師及び治験分担医師が当該治験を実施する上で適格であるか否かを最新の履歴書により検討すること。</p>	<p>・治験責任医師が当該治験を実施する上で適格であるか否かを最新の履歴書等により検討すること。</p>	審査対象から治験分担医師の履歴書を削除